

※組織や役員の種類、人数は、各町内会等の規模や実情にあわせて設定してください。
なお、地縁団体として認可を受ける場合には、さらに必要な事項が生じます。

〇〇〇（町内会等名）会則

第1章 総 則

（名称及び事務所の所在地）

第1条 この会は、〇〇〇（町内会等名）と称し、事務所を〇〇〇（場所）に置く。

（区 域）

第2条 この会の区域は、〇〇〇町字〇〇〇、字〇〇〇、字〇〇〇の区域とする。

（目 的）

第3条 この会は、住民相互の連絡調整、親睦、福祉の増進を図るとともに、環境の整備等地域発展に資する共同活動を行うことを目的とする。

（事 業）

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡調整に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦、研修及び文化向上に関すること。
- (4) 会員の福利厚生に関すること。
- (5) 〇〇〇（集会所等名）の管理運営に関すること。
- (6) その他、目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員及び会費

（会 員）

第5条 第2条に定める区域に居住するものは、すべてこの会の会員になることができる。

（会 費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会費の減免）

第7条 特別な理由があると認められる会員については、会費を減額又は一定期間免除することができる。

（入 会）

第8条 この会の会員になろうとする者は、会長に入会申込書を提出するものとする。

（退 会）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会の区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 会費を〇年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

2 会員がこの会を退会しようとするときは、会長に退会届を提出しなければならない。

（拠出金品の不返還）

第10条 退会した会員が、既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しないものとする。

第3章 組 織

(専門部)

第11条 この会に次の部を置く。

- (1) 総務企画部
- (2) 防災防犯部
- (3) 環境衛生部
- (4) 交通安全部
- (5) 文化部
- (6) 体育部
- (7) 福祉部
- (8) 広報部
- (9) 施設管理部

2 前項の規定による部の担当業務は、別にこれを定める。

(班)

第12条 この会の効率的な運営のため、別に定める区割りをもって班を編成する。

2 班には、班内会員の意見を取りまとめたり、諸連絡業務を行うため、班内会員の互選により班長を置く。

第4章 役 員

(役 員)

第13条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 名
- (3) 専門部長 名
- (4) 会 計 名
- (5) 監 事 名

(役員の職務)

第14条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 庶務は、この会の庶務を処理する。

4 会計は、この会の会計を処理する。

5 監事は、この会の業務及び会計について監査する。

(役員の選出)

第15条 役員は、総会において選出する。

2 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 総 会

（種類と招集者及び定足数）

第17条 総会は通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回○月に開催することとし、臨時総会は、会員の○分の1以上から請求があったとき、又は会長が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。

（議長及び議決事項）

第18条 総会の議長は、出席会員の中から選任し、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) 役員の選任に関すること。
- (5) その他、この会の運営に係る重要事項に関すること。

（議 決）

第19条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。また、可否同数の場合は、議長がこれを決す。

（議事録）

第20条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び選任された議事録署名人○名が署名捺印しなければならない。

第6章 役員会

（招集者及び定足数）

第21条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、役員の過半数の出席がなければ開会できない。

（議長及び議決事項）

第22条 役員会の議長は、会長があたる。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第23条 この会の資産は、次に掲げるものを持って構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 別表に掲げる資産
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 24 条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会において定める。

2 別表に掲げる資産は、これを処分し又は担保に供することができない。

但し、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得てこれを処分し又は担保に供することができる。

(事業及び会計年度)

第 25 条 この会の事業及び会計年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

附 則

この会則は、令和〇年〇月〇日から施行する。